

1. 3 建築物の用途別主なチェックポイント例

用 途	設計上のチェックポイント
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・通学者の特性に対応した設計とするが、生涯学習、学校の地域開放などによるコミュニティ施設としての役割も配慮した設計とする ・多機能便房を設ける
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい動線計画とする ・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する ・受付、案内表示等の案内設備を設ける
集会所、又は公会堂、劇場、観覧場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等が友人や家族とともに来館することにも配慮した座席の配置とする ・車いす使用者用の座席は、選択できるものとする ・高齢者・障害者等が楽屋等を利用し、舞台上に上がることも配慮する ・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する ・棚の高さは車いす使用者に配慮する ・多機能便房を設ける ・乳幼児用設備(授乳設備、おむつ交換設備等)を設ける ・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける ・休憩場所、いすを設ける ・受付、案内表示等の案内設備を設ける
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等に配慮した客室、浴室を整備する ・視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備、備品を設置または貸し出す ・館内案内、避難経路、室名などを点字により案内する ・避難設備、誘導対策を準備しておく
事務所（官公署を除く）、工場	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の就労に配慮した設計とする
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差を設けない ・高齢者・障害者等が利用できる多機能便房を設置する ・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する
共同住宅、寄宿舎、又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部分は、高齢者・障害者等の利用に配慮した設計とする ・住戸部分は、居住者の特性に対応できるよう配慮する
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に対応した設計とする ・介助、介護のしやすさに配慮する ・入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮しつつバリアフリー化を実現する
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に対応した設計とする ・高齢者・障害者等多数の人が利用する施設である為、利用者どうしの利害を調整する必要がある
体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等が運動施設を利用できるよう配慮をする ・見学席及び見学席に至る経路は、劇場などの客席と同様に車いす使用者の利用に配慮する ・高齢者・障害者等の利用に配慮した更衣室、シャワー、浴室を設ける

用 途	設計上のチェックポイント
展示場、又は博物館、美術館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・展示物、書架などの間は十分な通路幅員を確保する ・順路には段を設けない、段がある場合は傾斜路又は昇降機を設置する ・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける ・休憩場所、いすを設ける
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等が利用できる浴室を設置する ・脱衣室のロッカーは高齢者・障害者等の利用に配慮する ・滑りにくい床材を使用する ・水栓器具は操作が容易なものを設置する
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する ・高齢者・障害者、乳幼児等が利用できる多機能便房を設ける ・点字メニューを設ける ・補助犬同伴者への配慮を行う
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営むもの	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に段差を設けない ・高齢者・障害者等が利用できる多機能便房を設置する ・呼び出し等が高齢者・障害者等に分かりやすいよう配慮する
自動車教習所、又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に対応した設計とする ・自動車教習所については、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する
公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能便房を設置する ・乳幼児、オストメイトに配慮した設計とする